

岐阜県公報

号外(四) 平成二十一年一月八日

目次

選挙管理委員会告示

岐阜県議会議員の補欠選挙を行うべき事由の発生 直接請求又は解職請求のための署名を求めることができな い期間	(選挙管理委員会)	ページ
岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の登 録の基準日等	(同)	—
	(同)	—

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

平成二十一年一月八日、岐阜県議会議員関市選挙区において岐阜県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成二十一年一月八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

平成二十一年一月九日から岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙の期日までの間、関市の区域内においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の規定によるすべての直接請求又は解職請求のための署名を求めることができない。

平成二十一年一月八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

平成二十一年一月二十五日執行予定の岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の登録の基準日等を次のとおり定めた。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日当たる) (ときは翌日)

平成二十一年一月八日

平成二十一年一月八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

一 基準日

平成二十一年一月十五日

ただし、年齢の基準日は、平成二十一年一月二十五日とする。

二 登録日

平成二十一年一月十五日

三 縦覧期間

平成二十一年一月十六日

平成二十一年一月八日印刷
平成二十一年一月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))